

国家外貨管理局、直接投資外貨管理政策の改善・調整に関する通知を公布 ～外貨建て直接投資取引に対する管理が大幅に緩和

トランザクションバンキング部
中国調査室

2012年11月21日付で、国家外貨管理局はホームページ上で「直接投資外貨管理政策を更に改善・調整することに関する通知」（匯發【2012】59号、以下「59号通知」¹⁾）を公布しました。

2012年12月17日より実施される「59号通知」では、外貨管理当局による関連情報システムの整備を踏まえ、直接投資取引に係わる外貨管理局での事前の審査認可取得手続や外貨資本金口座に対する制約の一部廃止、中国域外向けの貸付取引に関する条件緩和等が盛り込まれており、従来の管理政策が大幅に緩和されることとなります。

「59号通知」の主な内容は以下の通りとなりますが、具体的な運用等詳細につきましては、今後各地の外貨管理当局に確認していく必要があります点、ご注意ください。

【図表1】「59号通知」の主な内容	
項目	具体的な内容
口座開設に伴う外貨管理当局での審査認可手続の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 前期費用（事前関連費用）外貨口座、外貨資本金口座、資産現金転換口座、保証金口座の開設審査認可手続の廃止 ➤ 資産現金転換口座、域外貸付専用口座への入金時の審査認可手続の廃止 ➤ 企業所在地以外の遠隔地における外貨資本金口座、資産現金転換口座開設制限の廃止 ➤ 外貨資本金口座開設数制限の廃止 ➤ 入金限度額の管理方法を、外貨資本金口座毎の入金限度額設定から、外商投資企業毎の入金限度額設定に変更 ➤ 外国投資者名義の専用口座（買収類専用口座、保証類専用口座、投資類専用口座、費用類口座）の分類廃止

¹⁾ 「59号通知」の添付ファイルとして、資本項目下の直接投資外貨業務操作規程（外貨管理局版）、資本項目下の直接投資外貨業務操作規程（銀行版）、資本項目下の直接投資外貨業務申請表、従来業務の移行と直接投資システムデータの移管計画、廃止法規目録も同時に公布されました。

項目	具体的な内容
外国投資者の域内合法所得による外貨管理当局での再投資審査認可の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 外商投資企業が、資本積立金や利益積立金、未分配利益などの合法所得、及び登記済外債（利息を含む）を以って、企業の登記資本として再投資する際の審査認可を廃止 ➤ 外国投資者が域内利益や持分譲渡、減資、決済、先行回収投資などを以って再投資する際の審査認可を廃止
外商投資性公司による域内再投資管理の外貨管理当局での手続きの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 外商投資性公司の域内再投資企業における外貨登記手続の廃止（例外規定有） ➤ 外商投資性公司による域内投資資金の振替に関する審査認可、及び外商投資性公司が投資した企業がその外貨利益、配当金、利益金を外商投資性公司に振替える際の審査認可の廃止
验资手続きの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 会計士事務所が外貨管理局に対して出資検証確認（验资証明）を行う場合の紙ベース資料の提出要求を取消し、外貨管理局関連業務システムを通じた電子版申請資料の報告提出に変更
外国投資者の持分買収登記手続の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 外国投資者が域外より持分譲渡対価の全額を支払う場合には、外貨管理局に対する持分出資確認登記申請手続が不要に
直接投資取引に関する外貨転及び対外支払の外貨管理当局での審査認可の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 以下の取引に係わる審査認可の廃止 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外商投資企業の減資、清算、投資所得の先行回収に係わる外国投資者への外貨転及び対外支払 ✓ 域内機構或いは個人による、外商投資企業の域外持分購入に係わる持分譲渡対価支払の外貨転及び対外支払審査 ✓ 域内機関による域外投資前期費用の域外支払 ✓ 域外機構による域内分支、代表機構及び域外個人の域内不動産譲渡に係わる外貨転及び対外支払 ✓ 域外貸付専用口座資金の支払 ✓ 上述業務の遠隔地での外貨転及び対外支払の制限
直接投資取引に関する域内外貨振替の外貨管理当局での審査認可の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 前期費用外貨口座資金からの直接投資関連目的の域内外貨振替、及び直接投資取引関連外貨口座資金からの投資、取引、運用等資本関連取引目的でのその他域内外貨振替に関する審査認可の廃止 ➤ 銀行における確認内容の明確化
域外貸付の条件緩和	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 域内主体が国内外貨借入を以って域外貸付を行うことを許容 ➤ 外商投資企業によるその域外親会社に対する貸付を許容
外商投資企業の外貨資本金人民元転管理の改善	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 外商投資企業において、現行法規で明確な規定がないが経営範囲内で真実、且つ自社利用の原則に合致する対外支払需要がある場合には、銀行審査を経ての人民元転及び支払手続が可能（銀行は外貨管理局関連業務システムにて取引毎に届出を実施）

* 「59号通知」に基づき、三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司トランザクションバンキング部整理

今後、直接投資に関わる外貨関連取引については、外貨管理当局の関連情報システムを通じて管理されることとなりますが、遠隔地での外貨資本金口座開設等、「59号通知」において条件が緩和された取引については、実務運用上の問題点の有無などを個別に確認していく必要があります。

また、「59号通知」は外貨建てでの直接投資についての規制緩和であり、クロスボーダー人民元決済に係る変更ではない点、注意が必要です。

【図表2】「59号通知」施行後の外貨資本金口座と人民元資本金口座の主な相違点		
内容	外貨資本金口座	人民元資本金口座
口座開設地域制限	遠隔地での開設可	遠隔地での開設不可
口座開設数の制限	制限なし	一批准、一口座
当局による開設審査認可	不要	人民銀行による審査認可要
委託貸付原資としての利用	可	不可

* 関連規定等に基づき、三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司トランザクションバンキング部整理

その他、「59号通知」では、新たに外商投資企業による域外親会社向けの貸付を可能とする条文が明記され、国内借入を原資とした域外貸付や域外貸付実施のための外貨両替も可能となる模様ですが、実際の運用にあたっては更なる確認が必要です。

【図表3】域外親会社向け貸付に関する主な内容	
項目	具体的な内容
貸付対象先	域外親会社
限度額	域外親会社に対する「分配済未送金利益」と「未分配利益のうち域外親会社の出資比率相当分」の合計額以下
原資	域外への貸付資金の原資としては、外貨資本金、国内外貨借入口座、経常項目外貨口座が想定されているほか、人民元から外貨に両替しての域外貸付の実施や、返済受入時の人民元への両替も可能となる模様 ¹
関連手続き	<p>企業は、外貨管理当局で「域外貸付限度額登記」を実施 外貨管理当局への申請時の必要書類は以下の通り²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 域外貸付外貨登記業務申請表、及び外貨登記証憑 ・ 域外貸付契約書 ・ 貸出人の直近一期の財務会計報告 ・ 外管局が要求するその他の資料 <p>銀行は、外貨管理当局の関連システム上で対外貸付限度額を審査の上、対外貸付操作を実施し、当日中に外管局の関連システムを通じて届出を行う</p>

1：「59号通知」添付の操作マニュアル（銀行版）

2：「59号通知」添付の操作マニュアル（外貨管理局版）

* 「59号通知」に基づき、三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司トランザクションバンキング部整理

以 上

以下は規定の原文と日本語訳です。

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;">国家外汇管理局 关于进一步改进和调整直接投资外汇管理 政策的通知 汇发[2012]59号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各中资外汇指定银行：</p> <p>为深化外汇管理体制改革的，简化行政审批程序，促进投资贸易便利化，国家外汇管理局决定改进直接投资外汇管理方式，取消和调整部分直接投资外汇管理行政许可项目。现就有关问题通知如下：</p> <p>一、取消直接投资项下外汇账户开立及入账核准</p> <p>（一）取消前期费用外汇账户、外汇资本金账户、资产变现账户、保证金账户的开户核准，由银行根据外汇局相关业务系统登记信息为开户主体办理开户手续。</p> <p>前期费用外汇账户用于存放外国投资者在境内从事与直接投资活动相关的各类前期费用。取消该账户结汇核准，由银行参照资本金结汇相关规定办理。取消原外国投资者专用外汇账户（收购类、保证类、投资类、费用类）。</p> <p>保证金账户包括境外汇入保证金专用账户和境内划入保证金专用账户。境内主体确有收取与直接投资相关保证金需求的，可以开立上述账户分别存放从境外汇入的外汇保证金和境内划入的外汇保证金。保证金账户内资金不得结汇。原外国投资者竞标土</p>	<p style="text-align: center;">国家外貨管理局 直接投資外貨管理政策を更に改善・調整する ことに関する通知 匯発【2012】59号</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部，深圳、大連、青島、厦門、寧波市分局、各中資外貨指定銀行：</p> <p>外貨管理体制改革的を深め、行政審査認可の手續を簡素化し、投資・貿易の利便化を促進するため、国家外貨管理局は直接投資外貨管理方式を改善し、一部直接投資外貨管理行政許可項目を取り消し・調整することを決定した。関連事項を以下の通り通知する。</p> <p>一、 直接投資項目下の外貨口座の開設、及び入金審査認可の取り消し</p> <p>（一）前期費用（事前関連費用）外貨口座、外貨資本金口座、資産現金轉換口座、保証金口座の開設審査認可手續を取り消す。銀行は外貨管理局の関連業務システムに登録された情報に基づき、口座開設主体のために口座開設手續を行う。</p> <p>前期費用外貨口座は、外国投資者が域内で従事する直接投資活動に関連する各種前期費用の預け入れに用いる。当該口座の外貨の人民元転に係わる審査認可手續を取り消す。銀行は資本金の人民元転に関わる規定を参照して手續を行う。従来外国投資者専用外貨口座（買収類、保証類、投資類、費用類）は取り消す。</p> <p>保証金口座は、域外から入金した保証金専用口座、及び域内から振り替えた保証金専用口座を含む。域内主体において確かに直接投資に係わる保証金を受け取る必要がある場合、上述口座を開設し、域外から入金した外貨保証金、及び域内から振り替えた</p>

<p>地使用权的保证类专用外汇账户、外国投资者产权交易专用外汇保证金账户。</p> <p>资产变现账户包括境内资产变现账户和境外资产变现账户，分别存放境内主体出售境内或境外资产权益所得外汇。</p> <p>(二) 取消资产变现账户、境外放款专用账户入账核准，由银行根据外汇局相关业务系统登记信息为开户主体办理资金入账手续。</p> <p>(三) 取消异地开立外汇资本金账户、资产变现账户的限制。以外商投资企业为主体设定资本金流入限额，取消外汇资本金账户开户数量的限制，取消单个外汇资本金账户的流入限额。</p> <p>二、取消外国投资者境内合法所得再投资核准</p> <p>(一) 取消外商投资企业以属于外国投资者的资本公积金、盈余公积金、未分配利润等合法所得以及外商投资企业已登记外债（可含利息）转增企业注册资本核准，会计师事务所可根据被投资企业相关外汇登记信息为其办理验资询证手续。</p> <p>(二) 取消外国投资者以境内利润、股权转让、减资、清算、先行回收投资等合法所得再投资核准，会计师事务所可根据被投资企业相关外汇登记信息为其办理验资询证手续。</p>	<p>外貨保証金をそれぞれ預け入れることができる。保証金口座内の資金は人民币転してはならない。従来の外国投資者の土地使用権入札のための保証類専用外貨口座、外国投資者財産権取引専用外貨保証金口座は取り消す。</p> <p>資産現金轉換口座は、域内資産現金轉換口座、及び域外資産現金轉換口座を含み、それぞれ域内主体が域内或いは域外資産權益を売却して取得した外貨を預け入れる。</p> <p>(二) 資産現金轉換口座、域外貸付専用口座への入金の審査認可手続を取り消す。銀行は外貨管理局の関連業務システムに登録された情報に基づき、口座開設主体のために資金の入金手続を取り扱う。</p> <p>(三) 遠隔地での外貨資本金口座、資産現金轉換口座開設の制限を取り消す。外商投資企業を主体として資本金流入の限度額を設定し、外貨資本金口座開設数の制限を取り消し、外貨資本金口座毎の流入限度額を取り消す。</p> <p>二、 外国投資者の域内合法所得再投資の審査認可の取り消し</p> <p>(一) 外商投資企業が、外国投資者に属する資本積立金や利益積立金、未分配利益などの合法所得、及び外商投資企業の登記済外債（利息を含む）を以って、企業の登記資本に再投資することへの審査認可を取り消す。会計士事務所は、投資先企業の関連外貨登記情報に基づき、出資検証確認（验资証明）手続を行うことができる。</p> <p>(二) 外国投資者が、域内利益や持分譲渡、減資、清算、先行回収投資などの合法所得を以って再投資することの審査認可を取り消す。会計士事務所は、投資先企業の関連外貨登記情報に基づき、出資検証確認手続を行うことができる。</p>
---	--

<p>三、简化外商投资性公司境内再投资外汇管理</p> <p>(一) 取消外商投资性公司境内再投资企业的外汇登记手续。外商投资性公司与外国投资者共同出资的，被投资企业仍需办理外汇登记手续，外商投资性公司视为中方股东登记。</p> <p>(二) 取消外商投资性公司境内投资款划拨核准及外商投资性公司所投资企业将其外汇利润、股息及红利境内划转给外商投资性公司核准，银行按规定审核企业提交的真实性证明资料后，为其办理资金境内划转手续，并在外汇局相关业务系统中及时备案。</p> <p>(三) 取消外商投资性公司境内出资的外汇局验资询证手续。外商投资性公司与外国投资者共同出资的，外国投资者的出资仍需在外汇局办理验资询证手续。</p> <p>(四) 境内企业接收外商投资性公司以及其他境内主体的外汇出资，应到所在地外汇局办理境内机构接收境内再投资外汇信息登记手续，银行根据外汇局登记信息为其开立境内再投资专用账户，账户内资金参照外商投资企业外汇资本金管理。</p> <p>(五) 外商投资创业投资企业、外商投资股权投资企业等以投资为主要业务的外商投资企业上述业务参照外商投资性公司管理。</p>	<p>三、 外商投資性公司の域内再投資外貨管理の簡素化</p> <p>(一) 外商投資性公司の域内再投資企業の外貨登記手続を取り消す。外商投資性公司与外国投資者が共同出資する場合は、投資先企業は引き続き外貨登記手続を行わなければならない。外商投資性公司は中国側株主と看做して登記する。</p> <p>(二) 外商投資性公司の域内投資資金振替の審査認可、及び外商投資性公司が投資した企業が、その外貨利益、配当金、利益金を外商投資性公司に振り替えることの審査認可を取り消す。銀行は規定に基づき企業から提出された真実性を証明する資料を審査確認した上で、その資金の域内振替手続を行うとともに、外貨管理局の関連業務システムで遅滞なく登記（備案）する。</p> <p>(三) 外貨管理局の外商投資性公司域内出資の出資検証確認手続を取り消す。外商投資性公司与外国投資者が共同出資する場合、外国投資者の出資は引き続き外貨管理局で出資検証確認手続を行わなければならない。</p> <p>(四) 域内企業が外商投資性公司及他の域内主体の外貨出資を受ける場合、所在地の外貨管理局において、域内機関の域内再投資受入れ外貨情報登記手続を行わなければならない。銀行は外貨管理局の登記情報に基づき、そのために域内再投資専用口座を開設する。口座内の資金管理は、外商投資企業の外貨資本金管理を参照する。</p> <p>(五) 外商投資ベンチャー企業、外商投資持分投資企業など投資を主要業務とする外商投資企業の上述業務は、外商投資性公司の管理を参照する。</p>
<p>四、简化外商投资企业验资询证手续</p> <p>(一) 取消会计师事务所向外汇局验资询证时提交纸质资料的要求，调整为通过外汇局相关业务系统</p>	<p>四、 外商投資企業の出資検証確認手続の簡素化</p> <p>(一) 会計士事務所が外貨管理局に対して出資検証確認を行う場合の紙ベースの資料提出要求を取り</p>

<p>报送电子申请资料，会计师事务所可根据外汇局相关业务系统中的确认回函作为验资询证的依据。会计师事务所应就外商投资企业在外汇局登记的各类外国投资者出资全额办理验资询证手续。</p> <p>(二)取消外商投资企业外国投资者减资验资询证，会计师事务所以外汇局减资外汇登记信息作为出资确认信息。</p> <p>五、简化外国投资者收购中方股权外资外汇登记手续</p> <p>外国投资者采取从境外汇入形式支付全部股权转让价款的，银行办理境内资产变现账户资金入账备案后，外汇局通过相关业务系统自动完成外国投资者收购中方股权出资确认登记。</p> <p>外国投资者采取其他非货币形式支付部分或者全部股权转让对价的，发生股权变更的企业应至所在地外汇局申请办理外国投资者收购中方股权出资确认登记。</p> <p>六、取消直接投资项目下购汇及对外支付核准</p> <p>(一)取消外商投资企业减资、清算、先行回收投资所得支付给外国投资者的购汇及对外支付核准，银行根据外汇局相关业务系统中的登记信息为外商投资企业办理购汇及对外支付手续。</p> <p>(二)取消境内机构或个人购买外商投资企业外方股权对外支付股权转让价款的购汇及对外支付核准，银行根据外汇局相关业务系统中的登记信息为</p>	<p>消し、外貨管理局の関連業務システムを通じた電子版申請資料の報告提出に変更する。会計士事務所は外貨管理局関連業務システムの確認回答書を出資検証確認の根拠とすることができる。会計事務所は、外商投資性企業が外貨管理局に登録した各種類の外国投資者の出資全額に対して出資検証確認手続を行わなければならない。</p> <p>(二) 外商投資企業の外国投資者の減資出資検証確認を取り消す。会計士事務所は、外貨管理局の減資外貨登記された情報を出資確認情報とする。</p> <p>五、外国投資者の中国側出資持分買収外資登記手続の簡素化</p> <p>外国投資者が域外からの入金で持分譲渡対価の全額を支払う場合には、銀行が域内資産現金転換口座の資金入金の届出を行った後、外貨管理局は関連業務システムを通じて、自動的に外国投資者の中国側出資持分買収による持分出資確認登記を完了する。</p> <p>外国投資者が、その他非貨幣形式で一部または全ての持分譲渡対価を支払う場合には、持分変更が発生する企業は、所在地の外貨管理局に外国投資者の中国側出資持分買収による持分出資確認登記を申請しなければならない。</p> <p>六、直接投資項目下の外貨転・対外支払審査認可の取り消し</p> <p>(一) 外商投資企業の減資、清算、投資所得の先行回収に係わる外国投資者への外貨転及び対外支払の審査認可を取り消す。銀行は外貨管理局の関連業務システムの登記情報に基づき、外商投資企業のために外貨転及び対外支払手続を行う。</p> <p>(二) 域内機構或いは個人による、外商投資企業の域外持分買収に係わる持分譲渡対価支払の外貨転及び対外支払の審査認可を取り消す。銀行は外貨管</p>
---	---

<p>境内机构或个人办理购汇及对外支付手续。</p> <p>(三) 取消境内机构向境外汇出境外投资前期费用核准，银行根据外汇局相关业务系统中的登记信息为境内机构办理境外投资前期费用购汇及对外支付手续。</p> <p>(四) 取消境外机构设立的境内分支、代表机构及境外个人转让境内商品房的外汇局购付汇核准，银行审核相关资料后，可为其办理购汇及对外支付手续。</p> <p>(五) 取消境外放款专用账户资金汇出核准，银行根据外汇局相关业务系统中的登记信息为境内机构办理境外放款购汇及对外支付手续。</p> <p>(六) 取消上述业务的异地购汇及对外支付限制。</p>	<p>理局の関連業務システムの登記情報に基づき、域内機構或いは個人のために外貨転及び対外支払手続を行う。</p> <p>(三) 域内機関による域外投資前期費用の域外支払の審査認可を取り消す。銀行は外貨管理局関連業務システムの登記情報に基づき、域内機構のために域外投資前記費用の外貨転及び対外支払手続を行う。</p> <p>(四) 域外機構による、域内分支、代表機構及び域外個人の域内不動産譲渡に係わる、外貨管理局の外貨転対外支払の審査認可を取り消す。銀行は関連資料を審査後、そのために、外貨転及び対外支払手続を行うことができる。</p> <p>(五) 域外貸付専用口座資金の支払の審査認可を取り消す。銀行は外貨管理局の関連業務システムの登記情報に基づき、域内機構のために域外貸付の外貨転及び対外支払手続を行う。</p> <p>(六) 上述業務の遠隔地での外貨転及び対外支払の制限を取り消す。</p>
<p>七、取消直接投資項下境内外汇划转核准</p> <p>(一) 取消前期费用外汇账户资金因直接投资而发生的境内外汇划转核准；取消直接投资项下境内外汇资金因投资、交易、运作等资本项目交易目的所发生的其他境内外汇划转核准。</p> <p>(二) 发生涉及以下直接投资项下外汇账户境内资金划转的，银行应按本通知附件 2 审核相关资料后办理划转手续。</p> <p>1、前期费用外汇账户； 2、外汇资本金账户； 3、境内资产变现账户；</p>	<p>七、直接投資項目下の域内外貨振替の審査認可の取り消し</p> <p>(一) 前期費用外貨口座資金について、直接投資のために発生する域内外貨振替の審査認可を取り消す。直接投資項目下の外貨口座資金について、投資、取引、運用等資本項目取引目的で発生するその他の域内外貨振替の審査認可を取り消す。</p> <p>(二) 以下に関する直接投資項目下の外貨口座域内外貨振替が発生する場合、銀行は本通知の添付ファイル 2 の関連資料を審査確認した上で、振替手続を行わなければならない。</p> <p>1、前期費用外貨口座 2、外貨資本金口座 3、域内資産現金転換口座</p>

<p>4、境外资产变现账户；</p> <p>5、境外汇入保证金专用账户；</p> <p>6、境内划入保证金专用账户；</p> <p>7、境内再投资专用账户。</p> <p>八、进一步放宽境外放款管理</p> <p>（一）扩大境外放款资金来源，允许境内主体以国内外汇贷款对外放款。</p> <p>（二）放宽境外放款条件限制，允许外商投资企业向其境外母公司放款，放款额度不得超过该外国投资者已分配未汇出利润以及按比例享有的未分配利润之和。</p> <p>九、改进外商投资企业外汇资本金结汇管理</p> <p>（一）根据《国家外汇管理局综合司关于完善外商投资企业外汇资本金支付结汇管理有关业务操作问题的补充通知》（汇综发[2011]88号，以下简称88号文）实施资本金结汇发票核查的地区，银行可不再按月上报《提供收据、缴款通知书等相关凭证办理资本金结汇月报表》、《提供税务机关发票真伪鉴别证明资料办理资本金结汇月报表》、《结汇后退货、撤销交易、作废发票等情况月报表》，改由银行通过外汇局相关业务系统逐笔备案。</p> <p>（二）取消特殊结汇事项的外汇局事前备案手续。外商投资企业存在现行法规未明确规定但符合经营范围内真实、自用原则的支付需求，银行审查后可以为其办理结汇及支付手续，并应通过外汇局相关业务系统逐笔专项备案。</p>	<p>4、域外資産現金轉換口座</p> <p>5、域外入金の保証金専用口座</p> <p>6、域内入金の保証金専用口座</p> <p>7、域内再投資専用口座</p> <p>八、域外貸付管理の更なる緩和</p> <p>（一）域外貸付の資金源泉を拡大し、域内主体が域内外貨借入を以って、域外貸付を行うことを認める。</p> <p>（二）域外貸付条件の制限を緩和し、外商投資企業によるその域外親会社への貸付を認める。貸付限度額は当該外国投資者の分配済未送金利益及び比率に応じて享受する未分配利益の合計を超えてはならない。</p> <p>九、外商投資企業の外貨資本金人民元転管理の改善</p> <p>（一）「国家外貨管理局綜合司外商投資企業外貨資本金支払・人民元転管理の改善に係わる操作問題についての補充通知」（匯総発[2011]88号 以下88号文と略）に基づき、資本金人民元転領収書審査を実施した地域では、銀行は以後、月毎の「領収書、納付通知書等関連エビデンスによる資本金人民元転手続取扱月報表」、「税務機関領収書真偽鑑別証明資料による資本金人民元転手続取扱月報表」、「人民元転後の返品、取引取り消し、領収書期限切れ等状況月報表」を報告しなくてもよく、銀行による外貨管理局の関連業務システムを通じた取引毎の届出に変更する。</p> <p>（二）特別な人民元転事項の外貨管理局での事前届出手続を取り消す。外商投資企業において、現行法規で明確な規定がないが、経営範囲内で真実、且つ自社利用の原則に合致する対外支払需要がある場合には、銀行は審査後、当該企業のため人民元転及び支払手続を行うことができるが、併せて外貨管理局の関連業務システムを通じて取引毎に専用の届出を行わなければならない。</p>
--	---

<p>十、提高银行办理直接投资项下外汇业务的合规意识</p> <p>(一) 银行应严格按照本通知及所附操作指引的要求, 认真审核相关资料, 办理直接投资项下各项业务。</p> <p>(二) 银行应在办理直接投资项下各类外汇账户的开立和关闭、资金的入账、结汇、购付汇、划转等各项业务当日, 在外汇局相关业务系统中即时备案。对于未按规定及时、准确在外汇局相关业务系统中备案的银行, 外汇局可将其上述业务办理方式由事后备案调整为事前核准。</p> <p>(三) 银行违反本通知及其他外汇管理相关规定的, 由外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》等相关法规予以处罚。</p> <p>十一、其他事项</p> <p>(一) 取消本通知发布前银行、企业需向所在地外汇局报送以及外汇局各分局需向总局报送的所有直接投资项下各类报表。</p> <p>(二) 本通知实施后, 现有直接投资项下各类业务衔接及账户数据迁移等问题应按照附件4的原则办理。</p> <p>(三) 《国家外汇管理局综合司关于印发<资本项目外汇管理业务操作规程(2009年版)>的通知》(汇综发[2009]77号)及《国家外汇管理局关于发布<国家外汇管理局行政许可项目表>的通知》(汇发[2010]43号)中直接投资项下具体业务名称、办理依据、办理期限、实施机关、需提供的申请资料等内容与本通知不一致的, 按本通知执行。</p>	<p>十、銀行における直接投資項目下の外貨業務実施のコンプライアンス意識の向上</p> <p>(一) 銀行は、本通知及び添付操作マニュアルの要求を厳格に遵守し、真剣に関連資料を審査し、直接投資項目下の各業務を行わなければならない。</p> <p>(二) 銀行は、直接投資項目下の各種外貨口座の設立、閉鎖、資金の入金、人民元転、外貨転対外支払、振替等の各項目業務を行う当日に、外貨管理局の関連業務システムに遅滞無く届出手続を行わなければならない。規定通り遅滞なく、的確に外貨管理局の関連業務システムに届出手続を行わない銀行については、外貨管理局は上述業務の取扱方式を事後届出から事前審査認可に調整することができる。</p> <p>(三) 銀行が、本通知及びその他の外貨管理関連規定に違反した場合、外貨管理局は「中華人民共和国外貨管理条例」等の関連規定に基づき、処罰を行なう。</p> <p>十一 その他事項</p> <p>(一) 本通知の発布前に銀行、企業が所在地外貨管理局に対して報告送付した、および外貨管理局分局が必要に応じて総局へ報告した全ての直接投資項目下の各種報告表を取り消す。</p> <p>(二) 本通知の実施後、現行の直接投資項目下の各種業務継続、及び口座データの移管等の問題は、添付ファイル4の原則に基づき取り扱わなければならない。</p> <p>(三) 「国家外貨管理局綜合司『資本項目下の外貨管理業務操作規程(2009年版)』についての通知」(匯総発[2009]77号)及び「国家外貨管理局『国家外貨管理局行政許可項目表』についての通知」(匯発[2010]43号)にある直接投資項目下の具体的な業務名称、取扱依拠、手続期限、実施機関、提供すべき申請資料等の内容が本通知と一致しない場合</p>
--	--

<p>本通知自 2012 年 12 月 17 日起实施, 以前规定与本通知不符的, 以本通知为准。请各分局尽快将本通知转发至辖内中心支局、支局和辖内银行; 各中资银行尽快将本通知转发至分支机构。执行中如遇问题, 请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反馈。</p> <p>附件:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 资本项目直接投资外汇业务操作规程 (外汇局版) 2. 资本项目直接投资外汇业务操作指引 (银行版) 3. 资本项目直接投资外汇业务申请表 4. 历史业务和直接投资系统数据的过渡和迁移方案 5. 废止法规目录 <p style="text-align: right;">国家外汇管理局 2012 年 11 月 19 日</p>	<p>には、本通知に基づき執行する。</p> <p>本通知は 2012 年 12 月 17 日より実施する。以前の規定が本通知と一致しない場合には、本通知に準ずる。各分局は本通知を直ちに管轄内の中心支局、支局及び管轄内銀行に転送のこと。各中資銀行は本通知を直ちに分支機構に転送しなければならない。執行中に問題がある場合には、遅滞なく国家外貨管理局資本项目管理司にフィードバックすること。</p> <p>添付ファイル</p> <ol style="list-style-type: none"> 1: 資本項目下の直接投資外貨業務操作规程 (外貨管理局版) 2、資本項目下の直接投資外貨業務操作规程 (銀行版) 3、資本項目下の直接投資外貨業務申请表 4、従来業務の移行と直接投資システムデータの移管計画 5、廃止法規目録 <p style="text-align: right;">国家外貨管理局 2012 年 11 月 19 日</p>
--	--

【日本語仮訳:三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室

北京：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214
 邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext.233
 上海：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 22 階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250
 丁海聡 TEL021-6888-1666 ext.4255